

第 102号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成21年 9月 4日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2009年度禁煙週間に関する厚生労働省への報告書と名古屋市のまとめたものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 愛知県は「平成21年度『世界禁煙デー』及び『禁煙週間』の取組結果について（回答）」という文書を厚生労働省に提出している。名古屋市は独自に報告するのではないか。
 - (2) 名古屋市も「世界禁煙デー」、「禁煙週間」には取組みをしていたと記憶している。厚生労働省への報告を名古屋市がしないということなら理解できるが、作成していない、存在しないということが理解できない。報告に代わる記録等が存在していると思う。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る報告書は、厚生労働省からの協力依頼に基づき本市が作成、報告するものであるが、本件公開請求があった時点においては、当該文書を作成するために必要な事項を報告するよう、各区保健所に求めている段階であった。その後、各区保健所からの報告を受け、平成21年10月15日付けで「平成21年度『禁煙週間』実績報告書（回答）」（以下「本件報告書」という。）を作成し、厚生労働省へ報告したところである。したがって、本件公開請求がなされた時点では該当する文書が存在した事実はない。

また、本件報告書と別個に本市が平成21年度禁煙週間に関してまとめた文書を作成した事実もない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、禁煙週間に係る報告書である。

(2) 禁煙週間とは、厚生労働省が平成 4年から実施している取組みである。

平成21年度においては、平成21年 4月 6日付け厚生労働省健康局長発依頼文書（健発第 0406006号。以下「厚生労働省依頼」という。）により禁煙週間に係る取組みの推進を図ること、併せて、事業の取組みについて 7月末までに報告するよう依頼があったものである。

(3) 当審査会において、実施機関からの提出資料を検分したところ、本件報告書を平成21年10月13日付けで起案、同月15日付けで厚生労働省健康局長あてに提出したことを確認した。したがって、本件公開請求がなされた平成21年 9月 4日時点において、本件報告書は存在していないと認められる。

(4) また、本市における禁煙週間の取組みは、上記 (2)で示したとおり、厚生労働省依頼に基づき行われていることから、本件報告書とは別に本市独自のまとめを作成していないと認められる。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

本件公開請求に係る報告書については、厚生労働省からは 7 月末日までに報告するよう要請があり、期限内に報告していれば報告書は存在していたものと考えられる。また、条例第 13 条第 2 項において「公開請求に係る行政文書が、当該行政文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。」と規定しているが、実施機関がその旨の通知を行わなかったことが認められる。

については、本件報告書を異議申立人に早期に公開することと併せ、今後、情報公開に係る事務を適切に運用するよう要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年10月 2日	諮問書の受理
10月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
11月13日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成22年 4月13日 (第112回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月13日 (第115回審査会)	調査審議
10月12日 (第118回審査会)	調査審議
10月22日	答申